

薬生食輸発0526第3号
令和3年5月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(トルコ産ひよこ豆のアフラトキシン、パラグアイ産チアシードのアフラトキシン及びベネズエラ産カカオ豆のシペルメトリン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年5月26日付け薬生食輸発0526第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、トルコ産ひよこ豆のアフラトキシン、パラグアイ産チアシードのアフラトキシン及びベネズエラ産カカオ豆のシペルメトリンについて、検査命令を解除したことから、令和3年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年5月26日	トルコ	ひよこ豆及びその加工品(ひよこ豆を30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	
	パラグアイ	チアシード及びその加工品(チアシードを30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	
	ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シペルメトリン)	